

## 任期（2年）満了に伴う役員の改選について

運営協議会（以下「運営協議会」という。）の役員につきましては、「練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱」第4条に会長および副会長を置くこととされています。

また、その任期は2年と規定されており、現役員の任期がこのたび満了いたします。

通常であれば、委員のみなさまが一堂に会する運営協議会総会の場で互選していただくところですが、先般ご承知のとおり今回は会議を書面開催の形で行っております。

つきましては、運営協議会事務局から、現会長の石田勇作様（練馬一丁目西睦会長）に会長の再任を、杉浦亨様（練馬四丁目町会長）に副会長をお願いすることをご提案申し上げます。

承認のご意向については、別紙7にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

「練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱」は、配付資料(2)の「厚生文化会館事業概要 令和2年度（2020年度）版」32頁に掲載していますので、ご参照ください。